

(事業主の方へ)

# 平成30年度 生産性要件が設定されている 労働関係助成金のご案内

## 1 労働関係助成金とは

主に雇用保険料の事業主負担分が財源となって運営されており、多くの事業主の皆様にご利用いただいています。

失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る他、能力の開発及び向上の促進を主な目的として事業主に支給される助成金です。

## 2 生産性要件とは

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「**生産性要件**」を満たしている場合に、助成の割増等を行います。

- 助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、
- ・ その3年度前に比べて**6%以上伸びていること** または、
  - ・ その3年度前に比べて**1%以上(6%未満)伸びていること** (※)

(※) この場合、金融機関から一定の「**事業性評価**」を得ていること

☞「**事業性評価**」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て(市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等)を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして、割増支給等の判断を行うものです。

なお、「**与信取引**」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額(借入の際の設定上限金額)が設定されている場合等も該当します。

注1)計画等から一定期間経過後に生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給される助成金があります。

注2)人材確保等支援助成金(設備改善等支援コース)の生産性要件については、上記の取扱いとは異なります。詳細は、厚生労働省ホームページをご参照いただくか管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

☞「**生産性**」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{付加価値(※)}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

※ 付加価値とは、企業の場合、**営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃借料+租税公課**の式で算定されますが、企業会計基準を用いることができない事業所については、厚生労働省ホームページをご参照いただくか管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

- なお、生産性の算定要素である「**人件費**」について、「**従業員給与**」のみを算定することとし、**役員報酬等は含めません。**
- また、「**生産性要件**」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。



# 生産性要件が設定されている労働関係助成金一覧

## (再就職支援関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 労働移動支援助成金	離職を余儀なくされた労働者を早期に雇い入れる、または雇い入れて訓練を行う	▶ ① 早期雇入れ支援コース(※1)
	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大し、生産性を向上させる	▶ ② 中途採用拡大コース(※2)

※1「早期雇入れ支援コース」は、生産性要件が複数ある支給要件のひとつになっています

※2「中途採用拡大コース」の生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が計画開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます

## (雇入れ関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 地域雇用開発助成金	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備して労働者を雇い入れる	▶ ① 地域雇用開発コース

## (起業支援関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 生涯現役起業支援助成金(※3)	起業により中高年齢者等を雇い入れ、生産性を向上させる	

※3「生涯現役起業支援助成金」の生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上)にのみ支給されます

## (雇用環境の整備関係)

<助成金名>	<助成の対象となる措置>	<コース名>
1 人材確保等支援助成金	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ① 雇用管理制度助成コース
	介護事業主が介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ② 介護福祉機器助成コース
	介護・保育事業主が賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	▶ ③ 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る	▶ ④ 人事評価改善等助成コース(※4)
	生産性向上に資する設備等への投資を通じて、生産性向上、雇用管理改善(賃金の引き上げ)を図る	▶ ⑤ 設備改善等支援コース(※5)
	建設業の中小事業主が雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する、または雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当の増額改定を実施する	▶ ⑥ 雇用管理制度助成コース(建設分野)
	建設業の事業主等が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する、または職業訓練法人が建設工事における作業についての職業訓練を推進する活動を行う	▶ ⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)
	建設業の中小事業主が被災三県に所在する作業員宿舍等を賃借する、建設業の元方の中小事業主が自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する、または職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置・整備を行う	▶ ⑧ 作業員宿舍等設置助成コース(建設分野)
2 65歳超雇用推進助成金(※6)	高年齢者の雇用環境整備の措置を実施する	▶ ① 高年齢者雇用環境整備支援コース
	無期雇用への転換を実施する	▶ ② 高年齢者無期雇用転換コース
3 キャリアアップ助成金	有期契約労働者等を正規雇用等へ転換または直接雇用する	▶ ① 正社員化コース
	有期契約労働者等の賃金規定等の改定により賃金の引上げを実施する	▶ ② 賃金規定等改定コース
	有期契約労働者等に法定外の健康診断制度を導入、実施する	▶ ③ 健康診断制度コース

正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入、適用する	▶	④ 賃金規定等共通化コース
正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入、適用する	▶	⑤ 諸手当制度共通化コース
500人以下の企業で社会保険の適用拡大を実施し、その際に 有期契約労働者等の賃金の引上げを実施する	▶	⑥ 選択的適用拡大導入時 処遇改善コース
短時間労働者の所定労働時間を延長し、社会保険を適用する	▶	⑦ 短時間労働者労働時間延長コース

※4「人事評価改善等助成コース」の生産性要件を満たした場合の助成については、事業主の計画認定申請時から3年経過後に申請し、生産性を向上させた場合（伸び率が6%以上）にのみ支給されます

※5「設備改善等支援コース」は、計画期間3年の場合、計画の開始から一定期間経過（1年・2年・3年）ごとに、生産性の伸び率が異なります。（計画期間1年の場合は※2と同じ。）また、計画期間3年の場合で、導入する設備等に対して金融機関からの融資を受けた申請事業主が事業性評価を希望する場合のみ、事業性評価の対象となります

※6「65歳超雇用推進助成金」の申請等の手続きは（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施しています。また、生産性の伸び率が1%以上（6%未満）である場合の金融機関の事業性評価の対象外となっています

## （仕事と家庭の両立支援関係）

<助成金名>		<助成の対象となる措置>		<コース名>	
1	両立支援等助成金	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場環境整備を行い、育児休業等を取得させる	▶	① 出生時両立支援コース	
		仕事と介護の両立支援に関する取組を行うとともに、円滑に介護休業または勤務制限制度を利用させる	▶	② 介護離職防止支援コース	
		育休復帰支援プランを作成し、労働者に育児休業取得・職場復帰させる、代替要員を確保する、または復帰後の支援に取り組む	▶	③ 育児休業等支援コース	
		育児・介護を理由とした退職者の復職支援の取組を行い、希望者を再雇用する	▶	④ 再雇用者評価処遇コース	
		行動計画に取組目標、数値目標を掲げ、女性が活躍しやすい職場環境の整備等に取り組む	▶	⑤ 女性活躍加速化コース	

## （人材開発関係）

<助成金名>		<助成の対象となる措置>		<コース名>	
1	人材開発支援助成金	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練、若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資する訓練など、訓練効果が高い10時間以上の訓練を行う	▶	① 特定訓練コース(※7)	
		職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練を行う	▶	② 一般訓練コース	
		有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を利用して自発的に訓練を受講	▶	③ 教育訓練休暇付与コース	
		有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	▶	④ 特別育成訓練コース	
		建設業の中小事業主等が職業能力開発促進法による認定訓練を行う、または建設業の中小事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させる	▶	⑤ 建設労働者認定訓練コース	
		建設業の事業主等が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させる	▶	⑥ 建設労働者技能実習コース	

※7「特定訓練コース」の生産性要件を満たした場合の助成については、事業主が訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合（伸び率が6%以上）にのみ支給されます

## （最低賃金引き上げ関係）

<助成金名>		<助成の対象となる措置>		<コース名>	
1	業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行い、事業所内の最も低い賃金を計画的に引き上げる		/	

労働関係助成金には、その他、雇用維持や障害者の雇用環境整備など、生産性要件が設定されていない各種助成金もございます。詳細は、厚生労働省ホームページより以下を検索の上、ご参照ください。

厚生労働省ホームページURL: <http://www.mhlw.go.jp/>

事業主の方のための雇用関係助成金

### ●お問い合わせ先

申請手続き等の詳細につきましては、裏面の「労働関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧」を参照ください。

# 労働関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧

(2018年4月現在)

都道府県 労働局	所在地	電話番号	都道府県 労働局	所在地	電話番号
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階	011-788-9070	滋賀県	大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階	077-526-8251
青森県	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003	京都府	京都市中京区烏丸通御池下ル 虎屋町566-1井門明治安田生命ビル 2階	075-241-3269
岩手県	盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス6階	019-606-3285	大阪府	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル9階	06-7669-8900
宮城県	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8063	兵庫県	神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル5階	078-221-5440
秋田県	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5階	018-883-0010	奈良県	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル405号室	0742-35-6336
山形県	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6101	和歌山県	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎5階	073-488-1161
福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-529-5409	鳥取県	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1708
茨城県	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階	029-224-6219	島根県	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7020
栃木県	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階	028-610-3557	岡山県	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎3階	086-801-5107
群馬県	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル9階	027-210-5008	広島県	広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル4階	082-502-7832
埼玉県	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル ランドアクセス・タワー15・16階	048-600-6209	山口県	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0383
千葉県	千葉市中央区中央3-3-1 J3第一生命ビルディング6階	043-441-5678	徳島県	徳島市万代町3丁目5 徳島第2地方合同庁舎3階	088-622-8609
東京都	新宿区百人町4-4-1新宿労働総合庁舎3階	03-5332-6923	香川県	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8923
神奈川県	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル5階	045-277-8801	愛媛県	松山市湊町3丁目4番地6 松山銀天街ショッピングセンター GET! 4階	089-987-6370
新潟県	新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル1階	025-278-7181	高知県	高知市南金田1番39号	088-885-6052
富山県	富山市神通本町1-6-9 MIPSビル6階	076-432-9162	福岡県	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701
石川県	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	076-265-4428	佐賀県	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7173
福井県	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階	0776-26-8613	長崎県	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042
山梨県	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858	熊本県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1704
長野県	長野市中御所1-22-1	026-226-0866	大分県	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル4階	097-535-2100
岐阜県	岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル3階	058-263-5650	宮崎県	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8824
静岡県	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9970	鹿児島県	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル2階	099-219-5101
愛知県	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階	052-219-5518	沖縄県	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎1号館1階	098-868-1606
三重県	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎2階	059-226-2111			

## <助成金に関する勧誘にご注意ください。>

労働関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。

厚生労働省や都道府県労働局・ハローワークでは、このような勧誘に関与している事実はありませんので、十分にご注意ください。